

Title	仏国に於ける比例代表運動
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.3 (1913. 7) ,p.445(29)- 480(64)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130710-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

佛國に於ける比例代表運動

田中萃一郎

多数政治は可なり、而も多数壓制は忍ぶ可らず、壓制の不可なるは、多数と少数とに於て毫も選ぶ處なきなり。故に政黨政治の極、多数壓制の行はるゝや、之が矯正策として官僚政治に依らんとするものあり、英國の政論家中最も進歩せる思想を抱けるグラーム、ウオレスの如きは即ち是れなり、而も民主政治の大勢は官僚政治と相背馳するものあり、茲に於てか公民投票制度レフアレンスと比例代表制度とを以て政黨政治の缺陷を補はんとするの論者乏しからず。公民投票制度は暫らく之を措き比例代表制度に至りては、元來少数代表主義の完成せられたる者にして、既に濠洲、南阿等の殖民地は固より、瑞西の聯邦、獨逸のヴュルテンベルグ、芬蘭を始め、獨立の國家にありては、白耳義、瑞典、丁抹、セルヴィア等に施行され、その他ザアクセン王國、和蘭王國等にも之が採用の議あり、獨逸帝國議會の選舉にも之を採用せんとするの動機出で、本年四月十七日保守中央兩黨并に一部國民自由黨の反對ありし爲一三九對一

四〇、即ち一票の差を以て破れたり。而して新思想新制度を世界に媒介するの任務を帯ぶものなりと自負せる佛國は、一旦次回の總選舉より之を實施せんとするに至れり。但し目下にありては直ちに之を實施せんことは殆んど絶望の姿となるも比例代表運動は早晩佛國に於て成功するの目ある可きを以て茲に聊か同運動の顛末を叙し且その實施せんとしたる制度に對して批評を加へんとす。大選舉區單記の我現行選舉制度は、不完全ながら比例代表の主意に合へるものなれば余輩はこの記事が我選舉法改正論者の參照となる可きを疑はざるなり。

佛國の政界は其内閣の短命なるを特徴とし、常に動搖して寸時も止む時なかりしが、ドレイフユース事件に共和國體の基礎を震撼せしより却て雨降て地固まり、九百一年六月下旬急進黨并に社會主義急進黨が第一回の聯合大會を開催せし以來、兩派は政府黨の中堅となり、左提右携して大同團結を維持し多年多數壓制の利益を壟斷したり。少數代表の主張が多數壓制に反對して唱道せられしものなるを知らば、千九百一年十二月十三日イーヴ・ギュヨールを會長とし、アードルフ・カルノ

、ジョルジュ・ピユール、ギュスターヴ・エルヴ等有力なる會員として比例代表同盟會の組織せられ、而してその運動の年と共に成功に近けるは決して偶然の事件と目す可からざるを覺り得可し。蓋し比例代表の主義は經驗上主張されたる少數代表論を、更に學理的に建設せんとするものに外ならざればなり。『兩世界評論』の政治部主任にして、政治學校の憲法史教授たるシャール・ブノアの如き曾ては公然比例代表の主義に反對し、千八百九十七年には『近世國家の危機』と題する著述を公にしてその所信を發表したることありしが、比例代表同盟會の起るや、之に加盟して熱心なる比例代表論者と爲り、千九百二年選ばれて代議院に入りしより盛んに同僚の間に遊説したり。翌三年二月には同盟會員相携へてブリュクセルに見學旅行を試みて、比例代表制度實施の狀況を視察し、次で六月八日ルイ・ミル、シャール・ブノア等は代議院の比例代表調査委員會に同盟會の成案を提出したり。この提案は白耳義の選舉法を模範とせるものにして、一縣一選舉區と定め、各政黨の候補者を連記名簿として列記し、選舉人をして之を取捨せしむることゝなせしが徹頭徹尾白耳義法を踏襲せるにはあらず、連記名簿は政黨に於て定めたる順序によ

らずしてアベセ順となし、選挙人は連記名簿に就てその一を選び更に候補者のうちに就てこの何れを推選するやを表示す可しと定め、ドント案によりて一、二、三以下の數を以て各政黨の得票を除し、その商のうち就て最大數より數へて議員定員の數を得その最後の商を以て選挙數となし以て各政黨に配當す可き議員數を定め同一政黨の候補者間にありては比較多數を以て當選者を定めんとせり。

代議院の比例代表調査委員會は、選挙人に投票用紙中の候補者氏名を加除するの自由を與へ、此自由を行使したる投票は其推選せる各候補者に對して有效なるものとなす可しとの意味にて修正を加へ、ミルブノアの提案を可決したり。斯て千九百六年の新議會召集後普通選挙委員會が前會期委員會の成案を是認するや、投票用紙中の候補者氏名を加除せるものゝ效力を更に有效ならしめんとして幾多の動議は提出せられたり。即、或は一政黨の候補者に就て削除を行へるのみならずときは當該政黨の得票に加ふ可く、唯爾餘政黨の候補者をも併せて推選せんとするものゝ效力は委員會案に従ふ可しと云ひ、或は二個以上の政黨の候補者を混淆して推選せるものも、一政黨に對して推選の権利を行使し得可く、唯當該政黨の

候補者中に就き一人をも推選せざる時は之を無効とす可しと云ひ、或は、各政黨の候補者を混選せる者は、又各政黨を推選せるものと見做し、その連記名簿採擇の權を當該各政黨に分配す可しと云へり。混選(Panachage)の自由は政黨の見地よりする時は最も厭ふ可きものなるが、選挙人の獨立を重んずるの結果此動議の提出を見たるなり。かくて千九百七年三月二十二日普通選挙委員會の成案は各選挙人は自由に議員定員と同數の候補者を推選し得可く、所屬各候補者の得たる投票を合計して以て當該政黨の得票となす可しと定めたり。此委員會の成案は會期の終に近づきて漸く本會議に附せられ、千九百九年十月八日の會議に於て第一條の主眼の點は成立し、比例代表採用の意味に於て選挙法を改正す可しとの原則は確定せり。然るにその全部を投票に附するに方り、内閣議長ブリアンは會期の終に近けるを顧慮し、正に切迫せる選挙に於て之を適用するの準備に向て責任を負ふ能はずと唱へて、信任投票を要めしより、第一條は全體に於て否決せられたり。

二

千九百十年の初夏を以て執行されたる佛國代議院總選挙の結果は同年七月五

日のジュール・オ・フィシエを以て公表されたるが、之に據るに右黨は十九人、自由黨は三十四人、獨立右黨は二十人、進歩黨は七十五人、民主左黨は七十三人、急進黨は百十二人、社會主義急進黨は百四十八人、獨立社會黨は三十人、合同社會黨は七十五人（但し外に共和黨社會黨に近く而も何れの黨派にも加盟せざるもの、ブリアン、ミルラン以下七人、右黨にも政派に加はらざるもの二人、死亡者二人あり）を出したるを以て、政府の中堅たる急進黨兩派は之を解散前の二百六十九人に比すれば聊か勢力を失墜せしと雖も而も獨立社會黨、民主左黨并に七人の無所屬を合算する時は、總計五百九十七人のうち三百七十人を占め、依然として政局を左右するを得たり。而して當時各政黨が四月二十四日の第一回投票に於て得たる票數を調査するに、アルジェリその他の殖民地を除き、有效投票總計八百四十萬六千五百八十七票にして、之を前記の各政黨に配當する時は左の如し。

自由黨國民黨その他

一、五三七、四二八票

進歩黨

一、一二七、〇七〇

民主左黨

九四三、四一三

急進黨及社會主義急進黨

三、二九九、七四七

獨立社會黨

三八七、六八二

合同社會黨

一、一一一、二四七

即ち政府黨と目す可き四派は總計八百四十萬六千五百八十七票のうち四百六十三萬八千四百二十二票を得たる也。今佛本國に於て選出す可き代議士の數を後に詳述す可きブリアン案の如く五百六十二人として之を以て投票總數を除する時は、一萬四千九百六十票となるが故、政府黨の四派は合計三百十人の議員を得可き割合なり、社會黨は七十四人の割合なれば、實際の結果は大差なしと雖も、進歩黨は一萬四千九百六十票を以てその總得票を除すれば七十五人を得可く、總投票百五十三萬七千四百二十八に達せる右黨は百三人の議員を擧げ得可き實力あり。故に急進黨者を中堅とせる政府黨のうちには比例代表の實行を好まざるもの最も多し。然れども共和主義比例代表同盟の調査に據るに、この千九百十年の總選舉に際し、總投票八百二十三萬八千四百票のうち、四百六十八萬七千三百二十七票は、比例代表の賛成者に投せられ、三百二十萬二千四百八十四票はその反對者に投せられ、三十四萬八千五百八十九票は賛否を明言せざる候補者に投せられたるを以

て選舉人の約五分の三は選舉法の改正を要求しつゝあり、而して、五十九縣は賛成にして二十八縣は反對派勢力ありと云ひ、巴里選出の代議士シヤール・ブノアは新議會に於ては比例代表論者は三百十四人を數へ、外に約十五人の賛成者ある可しと豫測したり。

内閣議長ブリアンは前議會の終に於て、選舉法改正の大問題に關して政府より草案を提出す可しと公約し、六月三十日之を履行して、新議會の普通選舉委員會をして審査のことに當らしめたり。然れどもブリアンは政府黨同志にも、エミール・コムブ、カミール・ペルタン、レオン・ブールゼア等の如き比例代表の有力なる反對論者あることを知れるが故、比例代表論者を満足せしむるの改革案を起草するを得ず、六月九日新議會に臨みて内閣の政綱を説明するや、選舉法の改正に關しては先づ、選舉權と選舉區との擴張を必要とし、多數の權利は政權の基礎なりと論じ、少數者にはその意見を發表するの機會を與へざる可からずとて、政府の草案に於ては少數代表の主義を是認す可しと云へり。故にブリアン案は一の折衷案なりと云ふ可く、大選舉區の制度は之を採用して一縣一選舉區となせしも、人口七萬若くは端

數三萬五千に對して一人の代議士を配當することに定め、選舉人は選舉區の定員數と同數の候補者を推選するを得可し、且混選し得可きも集積投票は禁せられたり。案の特色は議員配當の方法に現はれたりと云ふ可く、即ち開票の結果、先づ各連記名簿に就て所屬候補者の得たる點數を合計し所屬候補者數を以て之を除して、各名簿即ち各政黨の平均得點を明にし、次に選舉區内に於ける選舉權所有者の數を除するに選出議員數を以てし、かくして得たる商を當選率となし、この當選率を以て各政黨の平均得點を除して、その商と同數の議員を各政黨に配當することとなせり。即ち少數黨もその平均得點當選率に達する毎に茲に一人の議員を選出し得るなり。各政黨内に在りては比較的多數を以て當選者を定め、なほ定員に満たざる時は、爾餘候補者中の得點多きものより順次缺員を補充す可しと定めたり。この場合に於て多數黨の最も利益を受く可きは問はずして明なり。

ブリアン内閣の原案を好まざる普通選舉委員の多數即ちシヤール・ブノア、フェルデナジ・ビュイソン、ドニール・コシヤン、パウルク・デシヤネル、グルーシエ、ジョーレス、パアンルヴエ等二十四名の比例代表論者は、十一月十七日修正案を委員會に提出して、白

耳義の現行法に聊か修正を加へたる比例代表制度を實施せんとせり。即ち選舉人は投票用紙に記されたる連記名簿中に就て、その順序を棄て、首位に記されざる候補者に優先権を與へ得可きも、兎に角何れの連名を推選せるやを明にせざる可からず、而して各政黨に議席を配當するにはドント案に依る可しとの修正を主張せり。然るに比例代表論者は、敢て初一念を貫徹せんとせず、急進主義者中の反對論者と妥協せんことを是れ努め委員會に於て修正案を撤回して、混選制度を採用せるが上、集積投票をも亦許すこと、なし、且パアンルヴェをして當選議員分配に關して多數黨に頗ぶる利益ある方法を提議せしめ、之を以て委員會の成案となせり。その要點は投票の十日以前に於て各政黨をして殘餘議席の分配に際して連記名簿の提携 (apparentement Verschägerung pooling) を欲する旨を届出づることを得せしむるに在り。蓋し議席分配に際して、議員の定數を以て投票者の數を除して當選率となし、次に各政黨の平均得點を算出し、當選率を以て平均得點を除して得たるの商と同數の議員を各政黨に配當するは、ブリアン案と大差なしと雖も、更に殘餘の議席を分配するに方りては先づ相提携せる諸政黨の得票の端數を合し

て之を除するに當選率を以てして、之に配當す可き議員數を定め、而して若し相提携せる諸政黨の得票を合せて、投票總數の絶對的多數に達する時は爾餘の議席を悉く之に與へ、然らざる時は配當議員數に一を加へたる數を以て各政黨若くは提携せる政黨の得點を除しその平均數の最も多きものに之を與ふ可しと規定せり。規定極めて繁雜なりと雖も、その主意は要するに多數黨たる急進主義兩派に利せんとするものにして、比例投票の主義と相距ること遠しと云ふ可きなり。

三

普通選舉委員會の審査結了して代議院は、千九百十一年五月二十九日より選舉法改正案の討議を開始したり。是れより先この年二月ブリアン内閣はコムブ派に追究せられて仆れ、急進黨出身の元老院副議長モニ、新に内閣議長となり、選舉法の改正に全力を傾倒す可しと聲明せしが、飛行機の變事にモニの傷きし後間もなく、六月二十三日代議院に於て信任を失ひたり。事は陸軍官制の問題に關せるも實は前日即ち二十二日に於て代議士は投票の多數を以て選舉す可しとのマラヴイアルの動議代議院に於て二百二十三に對する二百四十一即ち十八票の多數を

以て否決され、比例代表制度が原則として是認せられたるより、急進派の比例代表反対論者が、戈を倒にしてモニ内閣に肉薄せしが爲、この結果を來したるなりと云ふ。藏相カイヨール直ちに前内閣を聊か改造して新内閣を組織し、同月三十日政綱を發表するに方、共和主義者の全部一致して賛成し得可き選舉法改正を實行す可しと宣言して、代議院多數の信任を得たり。カイヨールは元來比例代表制度の賛成論者なりしも、一方社會黨并に保守派が全部比例代表論者なるに對し、他方急進派のうちには、其現在の多數黨に不利なるを認めて極力之に反對するものあり、隱然内閣の後見を以て任ずるコムブの如き、又有力なる反對論者なるより、共和主義者全部賛成云々の宣言を見たるなり。カイヨールは更に政府黨中より比例代表の賛成者并に反對者各八人を擧げて協議を遂げしめ、その結果、代議院議員は連記投票によりて之を選出す可しとの修正を提出し、デュメーニル更に之に少數代表を兼ねの文字を加ふ可しと發議したり。連記投票の議に對しては、ミルラン、ジョーレス等の熱心なる反對ありしも、七月三日、二百四十四に對する三百三の多數を以て、代議院は之を容れ、更にデュメーニルの修正を併せて全文に就て採決せしに、四に

對する、五百六十六の多數を得たり。次でパアングルヴェは七人以上の代議士を選出す可き縣は之を兩分す可しとの修正案を提出せしに、是亦左黨協議會の成案なりしを以て七月六日二百三十九に對する三百三十一の多數を以て可決されたり。このパアングルヴェの修正動議は益々少數代表の機會を減せんとせるものにて、比例代表論者は一步は一步より讓歩してコムブ派の爲に漸く壓倒されんとせり。選舉法改正の基礎はかくの如く決定されしも、カイヨール内閣は徒らに自己の地位を保たんとし、のみ腐心し、この公約を忘れたるが如くなりき。而も首相が外務當局に圖らずしてモロッコ問題を解決せんとせしより、クレマンソーより痛撃を加へられ、遂に内閣の瓦解を來せるを以て、千九百十二年一月十六日急進黨よりも寧ろ民主左黨に近きレイモン・ポアンカレ代て内閣を組織し、閣員中に前首相ブリアン、ブルゼオアを始として、デルカッセ、ミルラン等の名士を網羅したり。ポアンカレは十五年來或は演説に或は論文に、選舉法改正の必要を唱道して、比例代表を主張し、現に千九百十年の總選舉に先ちても、所謂多數の權利なるものはその實政權を掌握せる黨派の利益を擁護せんとの精神を發露せるものなるのみ、こ

れ、即ち代議政體を曲解せるものに外ならずと論述したり。故に比例代表論者は大に望を新内閣に囑せしも、ポアンカレはその兼任せる外相の事務に忙殺されて、親から選舉法改正案の討議を指導することを爲さず、二月十四日代議院に於て、その方針を發表して、政府は飽くまで選舉法改正案を成立せしむるの決心を有すと雖も、而もその上下兩院共和黨多數の一致を俟て成立せんことを欲するものなりと聲明したり。その新法案の提出を逼るものに向ては、假令如何なる提案なりとも、現在討議中のものと等しく代議院の抵抗に遭遇す可く、解決の時機未だ到來せざるなりと答へたり。蓋し政府は比例代表反對論者に苦められ、選舉法の改正を擧げざる共和主義の代議士、約二百名より日毎に脅かされつゝあるが故に、頗るその態度を一定するの困難を感じたりしなり。コムブの如きは實に大勢の漸く定まらんとせる六月九日に於て、急進派の大示威運動に加はりて、比例代表の主義を攻撃し、大選區の制度を排斥し、暗にポアンカレ内閣の顛覆を見ずんば止まずとの意氣を示したり。

政府のこの苦衷を察して、進んで選舉法改正案の討議を開始せしは、合同社會黨

の首領にして、比例代表の有力なる主張者たるジョーレスなりき。ジョーレスは即ち一月二十三日の議會に於て、内相ステューグの原案維持説ありしにも拘はらず、九十一に對する四百五十七の多數を以て、殘餘議席の分配に際して各政黨に提携を許すの條項を否決せしむるを得たり。之れ勿論多數權利論者の協力を假りたるが爲にして、扱之に代るに如何なる方法を用ゐる可きやに就ては、共和主義者各派の一致を望む能はず、前年六月二十三日マラヴァールの絶對的多數の主義に従ひて代議士を選出す可しとの動議に賛成したりし、二百三十三人の議員は頑として動かざりき。茲に於てジョーレスは、成る可く單純なる比例代表制度を採用するの可なるを思ひて修正案を提出し、先づ縣選舉區に於て、當選率に準據して當選の數を定め、次に數個の縣選舉區を合して地方選舉區となし、各政黨得票の端數を加へて、その合計の多少に應じて殘餘の議席を配當せんとせりこれ内閣議長の從兄にして、學士會員たる數學者アンリ・ポアンカレの主張せる理想的比例代表制度即ち投票均一制度に最も近き考案たり。されど投票均一制度にありては、全國の議員の當選率を一定せんとするものなるに、ジョーレス案にありては、當選率は、選舉區毎に

異次、且縣選舉區と地方選舉區とに於ても亦劃一なるを得ざるなり。但しジョーレス案は組織の整備せる政黨の最も利とする所なるにも拘はらず、實行に支障ありとて内相の反對あり、比例代表論者は熱心に之を賛成せしも、二月十二日二百三十四に對する二百八十九の多數を以て否決せられたり。茲に於てか普通選舉委員會の成案より、政黨提携許可の規定を除きたるものを以て、當選者の分配方法を定む可きや否やとの問題を討究することゝなれるが、この方法とは即ち、絶對的多數を得たるの政黨ある時は、殘餘の議席を悉く之に與へ、その之なき時は、各政黨に配當せる議員數に一を加へ之を以てその得點を除し、かくて得たる平均數を對照して議席を配當せんとするに在り。然るにこの方法を採用せんとするの議に對しては、パアンルヴェ等の有力なる反對ありしを以て、ジョーレスは三月四日を以て新なる修正案を立て之を代議院に提出したり。この修正案は數選舉區の投票端數を合計するの制度と殘餘議席分配に際して政黨の提携を許可するの制度とを結合せるものにして、即ち數選舉區を合同せる地方選舉區に於て、投票端數を合計するに方り、提携を豫告せるものゝ投票を合算し得ることゝなさんとせり。

政府は敢てこの修正案に對するの意見を發表せず、普通選舉委員會に命じて之を審査せしめたり。委員會の報告者グルウシエは一の折衷案を作成し、ジョーレスの提案を基礎とし、更に縣選舉區内に於て政黨の提携を許し、且絶對多數を得たる政黨若は聯合せる政黨に殘餘の議席を配當するの條項を添加したり。かくてこのグルウシエ案は三月十六日、二百四十三に對する二百八十八の多數を以て代議院を通過せるが、選舉法改正案は一回は一回より、修正毎に益々複雑なるものとなり。即ちこのグルウシエ案によれば、縣の選舉會は先づ當選率に照して議席を分配し、次に政黨の提携せるものその得票を合計して絶對的多數を制したる時は、殘餘の議席を悉く之に與へ、而して絶對的多數を制するものなき時は、地方選舉會、殘餘議席の配賦を行ふ可しと規定されたり。但しこの案の缺點は寧ろその不公平なる結果を生ず可きに在り。現在佛國に於て組織の稍整頓せる政黨はピウ Proux を總理とせる自由黨、シャールブルヴェ Ch. Prevet を總理とせる共和聯合黨、アドルフ・カルノー Adolphe Carnot を總理とせる民主共和同盟、コムブを總理とせる急進并に社會主義急進黨及びジョーレス等の合同社會黨の五派なるが、今茲に四個

の縣選舉區より成れる一地方選舉區に於て、五政派各候補者を立て、競争したりと假定し、下の如き得票ありたりとせんか。

	A縣定員三人	B縣定員四人	C縣定員五人	D縣定員六人
甲黨	一五、〇〇〇	一六、〇〇〇	一九、二〇〇	二三、〇〇〇
乙黨	五、〇〇〇	九、〇〇〇	一七、〇〇〇	二一、四〇〇
丙黨	九、八〇〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、三〇〇
丁黨	六、七〇〇	一〇、〇〇〇	一二、八〇〇	一四、二〇〇
戊黨	七、三〇〇	六、八〇〇	一三、〇〇〇	一四、一〇〇
合計	四三、八〇〇	五八、八〇〇	七二、〇〇〇	八七、〇〇〇

A縣の當選率は一四六〇〇票なれば甲黨より一人の當選者を出し、次にB縣の當選率は一四七〇〇票なれば甲黨丙黨各一人の當選者を出し、C縣の當選率は一四〇〇票なれば甲黨乙黨各一人の當選者を出し、而して甲乙兩黨提携して投票の過半数三六〇〇一票以上を有するが故に更に甲黨は二人乙黨は一人の當選者を出し、D縣の當選率は一四五〇〇票なれば甲乙丙黨各一人の當選者を出し、而して甲乙兩黨提携して投票の過半数四三五〇一票以上を有するが故に更に甲乙兩黨各二人の當選者を出し、次にA縣B縣の殘餘議席分配に付ては兩縣の投票を合し且甲乙兩黨の提携を許すが故にB縣の丁黨A縣の丙黨B縣の乙黨A縣の戊黨各

一人宛を選出することゝなる可し、即ち選出議員十八人に對し、甲黨は七萬三千二百票を以て八人乙黨は五萬二千四百票を以て六人を得るに反し、丙黨は五萬一千一百票を以て二人、丁黨は四萬三千七百票を以て一人、戊黨は四萬一千二百票を以て一人を得るの奇觀を呈することゝなる可し。是れ小選舉區制の現在よりも遙かに少數黨に不利益を齎らすことゝなる可し。

四

五月全國に亘りて市會町村會議員の選舉あり、大體に於て社會黨は得る處多かりしも、急進黨并に社會主義急進黨は選舉人の信賴を失へるの觀ありき。此機に乗じて共和主義比例代表協會員は内閣議長に會見を求め選舉法改正案の討議は之を中止して更に輿望に副ふの改正を行はんとを求めしに、ポアンカレも、その意を諒とし、政府親から新改正案を議會に提出するの心算ありと答へたり、時に五月十五日なりき。次で二十八日内閣會議に於て、議員の數を減少し、數縣を合併して選舉區となすの二點を基礎とし、比例代表の主義を適用せる選舉法改正案を提出するに決し、六月四日ポアンカレ親から代議院に臨みて新法案の大綱を説

明し、その比例代表の目的をより多く有効に達せんとするものなりと述べしかば議員中には曩に討議したりし法案を維持せんとするものありしも、新に政府の提案を審議す可しとの動議は八十四に對する四百六十二の多數を以て成立したり。六月十一日普通選舉委員會に於て可決されたる政府案は、第一條に於て代議員議員は少數代表制により連記投票を以て之を選舉すと規定し、第二條は選舉區劃定の原則を掲げ、第三條は選舉區内の佛人七萬宛若くは端數二萬以上に就き一名の議員を選出せしむと記し、第十九條は議員の定員數を以て投票總數を除して以て當選率となす可しと定め、第二十條は最も多數の投票を得たる政黨に殘餘の議席を配當す可しとの意を明にしたり。

選舉法案の討議は六月十七日より代議院に於て行はれたり。比例代表制度反對の急先鋒たるアウガニユウは第一條に對して單純なる連記投票を以て代議士を選出す可しとの修正案を提出し、論戰二日に互りしが内閣議長が信任投票を求むるや、代議院は百九十七に對する三百四十六の多數をもつて、アウガニユウの修正案を委員會の議に附するを拒み、アウガニユウはその修正案を撤回したり。然

るに選舉法改正の反對論者は十九日更にブルトンをして『代議院は兩院共和黨多數の一致を以て選舉法改正を實行せんことを政府に望む』との動議を提出せしめしかばポアンカレは再び信任問題となし、下院は百七十九に對する三百四十五の多數を以て之を否決したり。ブルトンの動議に賛成せし百七十九人は要するにコムズの順便を甘んずる小選舉區論者の殘黨なるが、バルツィ、カイヨールの如きも又その列に加はりしと云ふ。但しコムズ派のジャヴルより一縣を以て一選舉區となすとの修正案を提出せるに對しては、ポアンカレは飽まで原案を維持せしも、敢て政府の信任投票を求めざりし爲、下院は六月二十五日二百六十一に對する二百九十八の多數を以て之を容れ、爾來反對派の態度も大に溫和となれり。七月一日、第一條は七十七に對する五百十の多數を以て可決され、翌日七人以上の議員を選出す可き縣は之れを分割すとの修正案三十九に對する四百八十六の多數を以て否決され、政府の原案に四選舉區に分割されたりしセイヌ縣も代議士五十四人を選出す可き一大選舉區となれり。かくて第一第二の兩條は定まり、第三條は原案可決されしが、翌三日第十九條の當選者配當に關する規定を議するや、議

論沸騰してその通過困難なるを認めしかば、ポアンカレは急進派異論者の意を迎へて、殘餘議席分配に際して政黨の提携に同意す可しと聲明し、かくて當選率に關する同條の第一項は百九十六に對する三百五十七の多數を以て可決され、當選率と同數の議員を各連記名簿に配賦すとの第二項も原案可決せり。次に殘餘議席の分配方法を議するや、原案には之を投票の最多數を得たる政黨に與ふ可しと規定しありしが、種々の修正案現はれ、七月四日絶對的多數を得たるものなき時は再び選舉を行ふ可しとの議は二百二十九に對する三百十七の多數にて傍近數縣を合して政黨の提携を許さんとのジョーレスの修正は百四十二に對する四百四十の多數を以て共に不成立に了れり。翌五日デシヤネル議長は遂に休會を命ずること四十分、普通選舉委員會の報告者グルウシエより一選舉區内に於て政黨の提携を許可す可しとの動議を提出し、二百三十九に對する三百十四の多數を以て之か成立を見たるより、殘餘議席分配の原則は始めて定まれり。而して殘餘の議席は之を最多數の投票を得たる政黨に與ふ可しとの修正は二百十二に對する三百六十の多數にて、五日之を過半數の得票ある政黨に與ふ可しとの修正は二百五十

七に對する三百二十八の多數にて共に否決され、かくて提携せる黨派得點の端數を合して當選率に達する者あるときは先づ之に議席を與へ、絶對的多數を得たる連記名簿にして、未だ議員の過半數を出さざる時は之に一議席を與へ、而して更になほ殘餘の議席ある時は相提携せる政黨と、孤立政黨との得票に就て配當議員數に二を加へて之を除し平均數を算出して之を配當す可しと規定せり。而して八日の會議に於て、選舉人は選舉區定員と同數の投票を行ふと規定せる混選許可の條項は、委員會修正案として提出されしものなるも、政府の同意あり、百七十九に對する四百十一の多數を以て可決されたり。但し選舉人に候補者の順位を定めしむ可しとの修正は翌九日三十九に對する五百十七の多數にて否決されたり。次に七月十日法案は二百十七に對する三百三十九の多數を以て確定議を了り、下院の一難關を超えたり。

五

選舉法改正案のかくの如く下院を通過せんとするや佛國政界の飛將軍クレマシヨールは、六月下旬コムズ派に向て忠告して代議院の法案通過を妨害せざらしめ、

その元老院に廻附さるゝに方つて、之を改竄して共和主義の法律たらしめんと豪語せり。抑、ブリアン内閣没落の以前より、コムブ、クレマンソーの兩雄は隠然相反目するが如きの觀ありしも、ポアンカレ内閣成立して、コムブ派稍、失意の位地に陥りしより、不遇の兩雄互に相握手せんと欲するに至りしと見え、只管その接近の機會を俟つものゝ如くなりしが、比例代表論者の下院に於ける勝利は遂に兩雄を驅て相提携せしむるに至れり。兩雄共に元老院議員なるが、法案下院通過の翌日、百三十五人の同僚と共に一堂に會し、三十人の委員を設けて、法案を審査するに決し、且代議院議員中の同志に向て同じく三十名の委員を選び協力せんことを求めたり。更に翌十二日には普通選舉防衛委員の名を以て比例代表の主義に基ける選舉法改正案に向て痛罵を加へたるクレマンソー起草の檄文を發表したり。然れども當時は比例代表反對論者も、その運動の結局効果なからんことを豫期せるものゝ如く、七月八日代議院議員アウガニユウはコムブ内閣當時の大團結四派の同志を會して、飽くまで比例代表に反對す可しと決議せしが、出席者は僅に九十人に過ぎざりしと云ひ、又クレマンソー起草の檄文の餘りに過激なりしが爲、その

發表に先ち、普通選舉防衛委員たることを拒絕せしものありしと云ふ。

然るに急進派内の非比例代表論者は次第にその勢力を加へ、十月中旬ツウルに開ける聯合大會に於ては正式に比例代表と選舉率とを排斥し、纏て下院通過の選舉法改正案の上院の議に附せらるゝや、十一月十四日を以て特別委員の選舉あり、比例代表に極力反對せるクレマンソーは之が委員長となれり。佛國の元老院は代議院よりも却て急進派の舊思想を懷抱せるもの多きが爲、選舉法改正案の運命は一頓挫を來せるものゝ如く、本年一月十七日大統領の選舉に、内閣議長ポアンカレがコムブ派に推されたる農相バムを破りし當時は、比例代表論者の勝利なりと認められしも、この選舉に於てポアンカレが左右兩極の議席を占むる政黨の後援によりて當選せし事情は、益、急進派幹部の運動に力を添へ、三月十八日元老院は百二十八に對する百六十一の多數を以て代議院議員は多數主義によりて之を選舉すとのペトトラールの動議を可決し、飽くまで比例代表主義の爲に奮闘せんとせる、ブリアン内閣を倒したり。當時ポアンカレ内閣に勞働大臣たりしブルジョアは棄權し、政界の元老フレシネーはペトトラールの動議に賛成せしが如き

形勢なりしを以て、大統領の位地も亦危まれたり。後繼内閣の首班となりしバルツは前年秋下ピレネの縣會に於て下院通過法案否決を要求せんと動議を提出せることあり、三月二十五日新内閣の政綱を發表するに方り、連記投票と少數代表とを折衷して、選舉法を改正せんと欲すとの希望を述べ、選舉率を定むることは全然反對せり。かくて比例代表制度は全然放棄せられ、且千九百十四年の總選舉は舊法の下に施行せらるゝこととなりたり。

六

而も比例代表制度は早晩佛國に於て實施さる可く、茲に昨年七月代議院を通過したる法案に對して聊か一言せん、その特色は當選率を定むること、選舉人に混選を許すこと、并に殘餘議席の分配に際して政黨の提携を許すこと等を以て、その重なるものとなす可し。自耳義に行はるゝドント案と雖も勿論當選率を立て、議席を分配すと雖も、之を定むるの方法聊か複雑の計算を要せり。尤も議員定員を以て投票數を除して當選率を定むるの方法は瑞西に於て疾に實行せる所なるも、殘餘議席を分配するに方り、瑞西にては端數の最も大なるものより順次に之れ

を與ふることゝなせり。次に混選に就ては比例代表論者中に異論最も多し、混選論者は、選舉人の自由を唱へて止まずと雖も、選舉人は假令混選し得ずとも各連記名簿に就て取捨するの自由を有せるなり。抑、比例代表の主眼とする所は公平に議席を各政黨政派の間に分配せんとするに在り、若し混選を許さんか、選舉人は甲黨より一人を抜き乙黨より二人を抜き更に丙黨より一人を抜き可く、随つてその投票は無意義のものとなる可し。故に混選の禁止は比例代表の論理上必至の結果なりと云はざる可らず、その之を許可せしは法案の妥協的成案なることを表示するに於て餘ありと云ふ可きなり。之に反して政黨の提携を許可せしことは、寧ろ政略上の理由に基けるものにて、急進派は能くこの規定を利用して各選舉區に於て、或は右翼の保守主義と握手し、或は左翼の社會主義者と合同し、以て依然として政界の實權を握らんことを期せり、而も焉んぞ知らん、保守主義者、社會主義者と相妥協して以て急進主義者に當るの日なきを。既に選舉法の改正は兩派の熱心主張せる所にして、之が有力なる反對論者は急進派より出でたり。兩派若し、相提携せば、急進派は全く政界に勢力を失ひ、往年の溫和共和主義者たりし今の進歩黨

とその運命を等うするに至らん。勿論殘餘議席を悉く過半数の投票を得たる一政黨若くは提携せる政黨に與へんとの議論は倒れたりと雖も、佛國の選舉法改正案は政略によりて左右されたる妥協案にして未だ以て完全なる比例代表制なりと云ふ可からざるなり。

法案成立後間もなく、曾て代議院の普通選舉委員會報告者たりし、アレクサンデル・ヴァランヌは、一論文をマタン紙に寄せ、議席分配に關する法案の規定を如何に適用す可きやを説明したり。今その要點を記せば茲に六人の議員を選出す可き一選舉區に於て急進黨は四萬二千三百票を、社會黨は一萬六千六百票を、保守黨は四萬六千六百票を得たりとせば、投票合計十萬五千票に達す可く、六を以て之を除すれば當選率の一萬七千五百票なるを知る可し。此の當選率を以て三政黨の得點を除すれば、急進黨は二人の議員を得て七千三百票を剩す可く、社會黨は一人の議員を出すことをも得ず、保守黨は二人の議員を得て一萬一千百票を剩す可し。次に殘餘議員は如何に之を分配す可きやと云ふに、急進社會の兩黨にして若し提携を豫約せば、兩黨の未配當得點の合計、一萬八千三百五十票となり當選率を含む

が故に、之に一人の議員を與へ、平均數の多き社會黨をして之を占めしめ、更に兩派の得點合計五萬八千九百票にして、總投票の過半数を超え、而して兩派の得たる議員未だ過半数に達せざるが故に、兩派は更に一人の議員を得、平均數の計算によりて急進黨之を占む可し。故に結局兩黨提携する時は、急進黨は三人、社會黨は一人、保守黨は二人の議員を配當せらる可く、若し之に反して、兩黨提携せず隨て右の如く配當する能はざる時は、平均數を算出し、先づ社會黨に、次に保守黨に一人の議員を與へ、結局急進黨は二人、社會黨は一人、保守黨は三人の議員を得可し。これヴァランヌの論文によれるものなるが、更に比例代表の他の方法によりて、同一の場合に於ける議員配當數を算出せんに、ドント案によれば、急進黨二人、社會黨一人、保守黨三人となる可く、平均數の算出によるも、端數の最も多きものに議席を與ふるも、共に符節を合せるが如く、何れも剩餘議席の分配に政黨の提携を許さざる時と同一の結果を見る可し。故に政黨の提携は以て急進派を利し得可きが如きも、若し社會黨と保守黨と相提携せば果して如何。他人に擬するの創は却て己を傷くることなき乎。

抑、眞の比例代表は、先頃、物故せしアンリ・ポアンカレの投票均一制によるにあらざれば、到底之を實現する能はず。昨年六月二日白耳義に於て舉行されたる總選挙に於ても投票總數二百六十一萬六千六百十四票を今回増加後の定員百八十六名に等分する時は、一萬四千零六十八の當選率を得るが故に、之を以て各黨の得票を除すれば、百三十四萬四千六百八十三票を得たる舊教黨は九十六名、自由黨社會黨の聯合軍は百二十四萬五千五百八十六票を得れば八十九名、基督民主黨は二萬九千六百六十票を得れば一名の議員を配當され、四千三百八十五票を得たる無所屬は代表者なくして止む可き計算なるに、事實に於ては舊教黨百一人、自由黨及社會黨八十七人、基督民主黨二名の當選を見たり、即ち舊教黨は票數に於ては自由黨社會黨の聯合軍よりも九萬九千零九十七票の多數なれば、七名の多數の議員を有す可き筈なるに、十四名の多數を占むるに至れり。茲に於てか自由黨社會黨は選挙法改正の必要を唱へ、比例代表の原則を徹底せしめよと絶叫せり。而して比例代表の原則を徹底せんとせば、投票均一制に據るの外なし。投票均一制は全國に適用す可き當選率を一定せんとするものなれば、一見甚だ煩雜なる手續を要す

るが如くなるも敢て然らず。假りに當選率を一萬五千票とし、其選挙區に於て甲黨は五萬票、乙黨は四萬五千票、丙黨は四萬一千票、丁黨は三萬二千票を得たりとせば、甲黨は三人の議員を出して五千票を剩し、乙黨は三人を出して、千票を剩し、丙黨は二人を出して一萬千票を剩し、丁黨は二人を出して二千票を剩すことゝなる可し。さてこの端數を如何に處分す可きかと云ふに、各黨共に全國に亙りてその端數を合計し、假りに甲黨端數の合計十五萬票に、達せば十人の議員を之に與へ、かくて投票數の多き候補者より順次當選者を定むれば可なり。但しこの投票均一制は未だ何れの國に於ても實行せられず、千九百七年七月發表されたるザアクセン第二院の選挙法改正案には、ドレーズデン、ライプチヒ、ケムニッツ、ブラウエン、ツウイカ、ウ諸市并に郡部を四十の小選挙區となせる外別に、全國を一選挙區となし、開票の結果議員數に一を加へたる四十三を以て有效投票の總數を除し、その商に一を加へて當選率となし、更に之を以て各政黨の合計得票を除し、以て配當議員數を定む可しと規定しありしも、この改正案は遂に不成立に了れり。然れども比例代表論の歸着する所はこの均一投票制にありと云ふ可し。

米國ウイスコニン大學のコムモンズは曰く、比例代表は投票者の獨立を全からしめ、之をして黨派幹部の壓制を免れしむるものなり、比例代表は敢て黨派を廢せざる可し、却て之を承認す可きも、而も個人をして既成政黨の内外に互りて新なる同志の結合を組成せしめ、以て極めて發達せる黨派機關もなほ且つ横暴なる態度を以て政界の分野を劃定すること能はざらしむと。是れ比例代表を以て政黨の弊害を矯正するの力ありとなせるものなり。然るに之に反して佛國の共和主義比例代表協會の幹事ジョルジュ・ラシヤペルは佛國に八箇の政派あるも、組織の稍整頓せるは五派に過ぎず、而も比例代表の主義を實行せば、餘の政派も亦その組織を整頓して一箇の國家的政黨となり、その然るを得ざるものは自から消滅して、政界の進歩期して俟つ可し。現在の小選舉區制度の下にありては、公認候補にして黨内不平家の競争に苦しめられ、中原の鹿を逸することあるも、大選舉區にして比例代表行はれんか、幹部の公認を経ざるものは容易にその志を遂ぐるを得ず、政黨の節制能く行はれて、總選舉は鮮明なる旗幟の下に行はるゝを得ん云々と云へり。

是れ比例代表によりて政黨の基礎を鞏固にし、以て政界の分野を劃定せんことを欲するものなり。二大政黨の相對立すること多年に互りし米國に於てコムモンズの政黨抑制論出で、小黨分立して政界常に混沌たる佛國に於てラシヤペルの政黨助長論出づるは、何れも境遇によりて思想を左右さるゝの適例を提供せりと云ふ可く、而して共に比例代表によりて政界を刷新せんとするは一奇觀たり。抑、比例代表と政黨との關係は果して如何。

二大政黨の多年對立しつゝ、ありし英米の兩國に於ては小選舉區の制度を執れりと雖も、小選舉區の制度が兩黨を對立せしめて其組織を完成せしめたるにはあらず。寧ろ既成政黨の基礎極めて鞏固なるが爲、小選舉區の下にありても、なほ且政黨政治を永續せしめたりと評せざるを得ず。蓋し大選舉區を以て小選舉區に比する時は、その組織の整頓せる政黨を利し得可きや、言を俟たずして明なり。而して大選舉區に於ては或は單記制度あり或は連記制度あり、又或は比例代表制度あり。比例代表制度は勿論連記制度の如く、政黨幹部の劃策を有效ならしむること能はずと雖も、之を單記制度に比する時は、その政黨の規律ある運動を利するこ

と數層の上にある。今我選舉界に於ける實例に照して之を觀察せんに、小選舉區制の下に選出されたる議會は、憲政黨内閣當時の總選舉を除き常に百十名乃至五十名の非政黨主義者を出し、大選舉區單記制度に於てもなほ個人的勢力によりて議席を得るの議員尠少なりとせず、試みに最近の總選舉の結果を見よ、五十七の小選舉區のうちその十二は無所屬、その五は政黨を好まざる中央俱樂部の有に歸したるを以て、その三割は非政黨主義者を出させるが、大選舉區に於ても、その七箇は最高點を以て政黨に屬せざるものを代議士に擧げたり。假令連記投票にあらずとも完全なる比例代表の主義採用せられんか、個人的勢力を恃める無所屬の候補者はこの成功を收め得ざりしなる可し。選舉法のアウトリテートたるゲオルヒ・マイヤーは曾て論じて曰く『比例代表を行ふ時は政黨は不相應なる勢力を得ることゝなる可し。勿論法人となれるにはあらざるも、而もなほ政治上に於て公認されたる一要素となる可し。果して然らば、政黨の精神政黨の勢力は必ずや益々鞏固を加ふ可きなり。比例代表制に於ては選舉人は政黨の調製せる候補者の連記名簿に就て投票せざるを得ず。選舉人に混選を許さざる時は、黨派の壓抑殊に甚

しく、混選を許せばとてこの壓抑はなほ加へらる可し。原則としては選舉人をして投票用紙に印刷せざる他の候補者を推選せしめ得可きも、かゝる孤立せる投票は實際には何等の價値なし。故に何人を選出す可きやは黨派の幹部に於て決定せられ、その斡旋と同意とを経ずんば、何人も議會に入るを得ざるが故に、その政治社會に及ぼせる勢力は至大のものとならん』と。

マイヤーの旨意は比例代表は政黨の勢力を増進せしむるが故に敢て之を執らずと云ふに在り、然れども余輩はラシヤベルと共に然るが故に敢て之を採用せんことを望む者なり。マイヤー曰く政黨は立憲國にありては確かに必要なりと雖も、之を以て目的となすを得ず、唯協力して政治上の目的を達する手段となす可きのみと、然り余輩と雖も政黨その物を政治上の目的となすものにあらず、唯之を以て立憲治下に於ける必要なる手段と見做すのみ。政黨を蛇蝎視して之を排斥しつゝありしものも、蕪穢混淆人爲的に擬似政黨を製造して以て政友會に當らんとするに至れり、立憲同志會即ち是なり形式上に於ては大政黨を以て國體を害ふるのなりと論ずるも可なり、而も政治の實際に身を處するものは、政黨が議會政治の今日必要なる手段にして、而も大政黨に由るにあらずんば驥足を伸るの餘地なき

64
 を直覺的に感せずんばあらず、政友會も同志會も共にこの政治的直覺に左右せられて生れ出でたる産物なり。果して然らば比例代表の制度を採用して政黨の組織を益々完備ならしむるは政界の急務にあらざるか、況や比例代表が政界の一大弊害を矯正し得可きに於てをや。我選舉界の腐敗は一回は一回より益々甚しく就中小選舉區に於てはその醜態言語に絶せるものあり、最近の總選舉に於ても、東北の某小選舉區にありては一現金四百圓にて買収せられたるものありとの説あり。然れども洋の東西を問はず、選舉人の腐敗せるものは極めて少數にして、曾て醜聞の甚しき米國コンネチカッド州内市部に就て調査せる處に據るに、平均投票者の一割六分に出でずと云ふ。而も小選舉區に於てはこの一割六分の買収によりて、勝敗の勢を一變し得可きも、大選舉區に於て比例代表制を採用する時は、買収の効力は大に削減せらる可し。コムモンスの如きは無記名投票は買収を困難ならしめ、比例代表は之を無効にらしむと斷せり。選舉の取締に關しては更に他の方面に於て特別の規定を設くるの必要ありと雖も、比例代表の制度にして實行されんか、その取締も亦さまでの困難なからん。余輩は各國に於ける選舉法改正の趨勢に鑑みて、比例代表の實行を主張せんとするものなり。

農業労働者の組織運動と小作組合

氣 賀 勘 重

65
 一
 由來農民の團體組織は工業上の團體に後れて發達せり。然かも一度發達の緒に就くや其組織は工業界に於けるよりも遙に迅速に且つ廣く一般に普及せるものあり。蓋し農業上に於ける經營并に生産の方法は一地方各村の間は勿論廣く全國の上より觀るも概ね其軌を一にせるものあり、從て共同の施設に依り相互の利益を促し得可き機會遙に工業上に於けるよりも多大なるものあるは勿論、經營の範圍及び基礎主として各員の耕地の面積に依りて決定せらるゝが故に、同業者間に於ける經濟的競争の餘地少なく、經營上相互の間殆んど全く利益の衝突を觀るとなきの實あり。加ふるに累世相次で定住するを常とせる農村の住民相互の社會的結合は都市人民相互の關係よりも遙に密接なるものあり。是れ農會其他の利益代表團體を初め、共同の施設に依り共同の利益を促進せんとする各種の團